

○大分県警察における被留置者の留置に関する訓令

〔平成19年6月1日〕
大分県警察本部訓令第29号

警 察 本 部
警 察 署

(概 要)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成18年政令第192号）、国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号）、被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）その他別に定めのあるもののほか、大分県警察における留置施設の管理運営及び被留置者の処遇を適切に行うため必要な事項を定めることを目的としており、「実地監査」、「留置」、「看守」、「保安」、「金品の取扱い」、「給養衛生」、「面会及び授受」、「書籍等の閲覧」、「反則行為があった場合の措置」、「不服申立て」等について規定している。